

会 議 録

会 議 名	八王子市子ども・子育て支援審議会 第7回事業部会	
日 時	平成26年4月21日（月） 午後4時10分～5時50分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 特別会議室	
出席者氏名	委 員	高橋洋部会長、井上仁委員、大須賀美奈子委員、岡崎理香委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、山口茂委員（部会長以下五十音順）
	説 明 者	
	事 務 局	小澤篤子部長、平塚裕之課長、新堀信晃課長、秋元政人主査、小澤研主査、岸貴子主査、坂井厚彦主査、井垣利朗主査、永井太主査、下谷晴一郎主査他
欠 席 者 氏 名	栗本正男委員、チャーリー磯崎委員	
議 題	1 答申（案）について 2 市立学童保育所の入所基準について 3 市立学童保育所の保育料について	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	1名	
配 付 資 料 名	○答申（案） ○市立学童保育所の入所基準（案） ○市立学童保育所の保育料（案） 別冊 ○厚生労働省令（案）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）」 ○八王子市学童保育所条例 ○八王子市学童保育所条例施行規則	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成26年 6月25日 高 橋 洋	

議題1 答申(案)について

【新堀児童青少年課長】まず、事務局から説明をさせていただきます。

審議会の答申の前段階の資料として答申(案)を用意しました。国でまとめた報告書の抜粋の下に事業部会で議論されたものを箇条書きで記載しました。

(資料「答申(案)」について説明)

事業者が学童保育所に参加できる仕組みとなったことから、設備、運営に関して事業者、市に共通する基準条例を新しく作っていく形になります。

それとともに、公の施設として既存の学童保育所を規定している学童保育所条例がありますので、その必要なところを改正します。条例としては二本立てです。

【高橋(洋)部会長】国の基準を参考にしつつ、今まで議論してきたことを基に、箇条書きの部分を基本の考えとして答申を作っていくということです。再確認をここで行ってきたいと思います。

1の従事する者について、八王子市は、常勤指導員、非常勤指導員とするということですが、これはよろしいですね。2の員数については、従来の基準と若干変わり、増えていくのですが、一方で児童数20人以下の場合に減るということになります。御意見ありますか。

【山口委員】20人以下は2人で十分みられるということでしょうか。例えば、外での遊びもいろいろな遊び方があるのと、具合の悪い子を中でみなければならなくなったときなど、何かあった場合3人いないと回転しないときもあると思うので、2人はかなり厳しいのではないかと思うのですが。

【事務局】20人以下の学童保育所は3つあります。その指定管理者から、実際、子どもより大人が多くなる場合もあり、3人もいないという提案を受けています。そうした状況を勘案し、40人以下については3人を保持し、20人以下のところは国の最低基準2人に合わせ、配慮が必要であれば、今までどおり、基準以外のところで個別に対応、協議しながら配置したいと考えています。

【高橋(洋)部会長】平成25年度の入所数をみると、上川口9人、美山12人、由木西12人です。基準は2人にしておき、3人目は別途対応ということですね。

【井上委員】安全確保できない場合は、20人以下については別途相談によって増員するとか、但し書きがあるといいですね。

【事務局】20人以下の区分に限らず、協議、承諾という形で人数を増やしているところ

が十、二十あるので、その中の1つと考えています。

【井上委員】障害児を除いても、他の要件で加算しているところがありますか。

【事務局】あります。

【井上委員】それは、八王子基準としてあるのですから、隠すことはないと思います。安全確保のため増員しているのですから、ちゃんと書いた方がいいのではないですか。相談に応じることができるのは大事なことだと思います。

【事務局】指定管理者の業務仕様書、事業計画書の作成の手引きなどでうたっています。

【井上委員】できることは条例に載せたほうがいいのではないですか。基準を超えてでも子どもの安心安全を守るという大事な表明なので、基準の中に載せるのはよいことだと思います。仕様書では、市民からは見えません。

【新堀児童青少年課長】ただ、条例に書く性格のものではないと思います。

【事務局】あくまでベースとなる人数に人員を上乗せすることは、市と指定管理者の間の業務仕様書でその基準が設けられるものと考えます。

【井上委員】市民から見たときに、配置数が基準に合っているか、何を根拠にその人数が配置されているのか、どのようにわかるのですか。市と指定管理者の間は業務契約があるからわかるかもしれませんが、市民から見てわかりません。もし、財政が厳しくなったとき、根拠が条例なので減らせという話になりませんか。そのとき、3人という配置数は守れないのではないですか。

【新堀児童青少年課長】御心配の件もあるかもしれませんが、条例となると、国の基準で示されたものをベースに大枠を定めるものと考えています。

【井上委員】条例と違い、行政の契約書は指定管理者との約束でしかなく、一種のサービス水準として担保されるのかといたらそうではないと思います。細則、規則を付けるのか、何らかの形にしないと担保されません。今まで議論してきたことが、どこにも残らないわけです。

【小澤子ども家庭部長】この件については、持ち帰って整理させていただきますか。

【井上委員】はい。

【高橋（洋）部会長】よろしくお願ひします。では、3の集団規模、4の施設・整備について、何か意見はございますか。

【岡崎委員】4について、1番上の矢印と2番目の矢印の内容の関係は。

【高橋（哲）委員】審議会としては2つのうちの2番目を採用したいということになります。

したが、最終結論は事務局がするという理解でよろしいですね。

【新堀児童青少年課長】そうです。当面1. 11平方メートル以上のほうで意見をいただいています。今後詰めていきます。

【井上委員】「当面」と入れていましたよね。

【新堀児童青少年課長】入れていました。

【高橋（洋）部会長】次は5の開所日数です。ここはいいですか。

（「はい」との声あり）

【高橋（洋）部会長】次は6の開所時間です。

【井上委員】これも2番目の矢印を審議会は選択したと思います。

【高橋（洋）部会長】そうですね。2番目の矢印の方で御検討いただくと。

【新堀児童青少年課長】はい。2番目のものを審議会の意見としていただいています。今後、市としての政策的な決定が出てくると思います。どのような形になるかはよく検討させていただきます。

【井上委員】原則という言葉は入れるのですか。学校によっては施設が開けないということもありますか。

【新堀児童青少年課長】7時30分はハードルが高いと事務局では考えています。子どもが実際に1人で学校に通うということの大切さというのもあります。1年生当初の頃ではできなくても、だんだん鍵を閉めて1人で学校に来られるようになるというのも自立の度合いが高まっていくということです。現実的に事務局としてどうするのか、今後議論する中で政策決定をしていくことになります。

【井上委員】委員会でも7時30分について議論して、全部の学童保育が7時30分を開く必要はないという話をしました。「原則」と入れるべきではないでしょうか。

【小澤子ども家庭部長】可能性として残すということですか。

【井上委員】はい。指定管理者の運用の中で、人件費も含めて利用料、延長料金がなければ成り立たないので。

【小澤子ども家庭部長】ひとつ質問してもよろしいでしょうか。平日は、学校の鍵は学校管理員が開けるのですか。

【高橋（洋）部会長】学校によって違います。当方の学校は用務員です。用務員の勤務時間をずらし、早く出勤して開けて、早く退勤します。

【平塚子どものしあわせ課長】平日は、管理員は置いていないです。土曜日は、小学校は

管理員を置いているところが多く、その場合8時です。

【小澤子ども家庭部長】それは、学童の方が開けることはないということですか。

【高橋（洋） 部会長】学童の施設が学校外にあるところは学童が開けます。

【井上委員】一律ではないですから、「原則」や「可能な限り」「必要に応じて」などでしようか。

【高橋（洋） 部会長】では、そういう一文を付けて二つ目を考えていただきます。

【井上委員】どちらが審議会の意見かわからない書き方になっていますので、わかるようにしていただけますか。

【新堀児童青少年課長】承知しました。

【高橋（洋） 部会長】では、7のその他の基準はよろしいですか。

（「はい」との声あり）

【高橋（洋） 部会長】8のその他の論点はどうですか。

【高橋（哲） 委員】省令で、他の事業者も参加する可能性が示されたと思いますが、この基準を満たさなければ、新たに参加したくてもだめということですか。

【新堀児童青少年課長】その基準は、厚生労働省が示した最低基準の内容になります。八王子市の公設の学童と同じレベルを事業者に求めるのではなく、別の条例の中で省令に沿った最低基準を定め、その最低基準は市も事業者も従うべきものとします。

一方で、八王子市が公の施設として設置している学童保育所の条例がありますので、そこでは八王子市の現在の学童保育所の、より高いレベルのものが載ってきます。

【高橋（哲） 委員】ということは、条例は二本立てということですか。

【新堀児童青少年課長】はい。法律上、放課後児童健全育成事業の要件を満たせば、届け出で学童保育ができるようになります。ただ、そこに対して、八王子市が補助金を出すかどうかは別の基準や検討が必要になります。

【井上委員】民間が新規に開けば、八王子市から補助金がもらえるという話とは違うということですか。

【新堀児童青少年課長】違います。

【事務局】準則を基本に、民間事業者を含め全ての事業者を対象にした運営と設備の基準を条例にしますが、現在の市立学童保育所が条例に違反していると困りますから、1.65平方メートルを守りなさいといわれるところに1.11平方メートルの件を書いておく必要があると思っています。

【高橋（洋） 部会長】 待機児が発生する場合は1. 1 1 で、そこは、当面ということですね。

【事務局】 はい。

【高橋（洋） 部会長】 他には答申案についてよろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題についてお願いします。

議題2 市立学童保育所の入所基準について

【事務局】（資料「市立学童保育所の入所基準（案）」について説明）

細かい点は今後変わってくるかもしれませんが、現時点で形にしたものです。

【高橋（洋） 部会長】 何かご意見はありますか。

【高橋（哲） 委員】 就労について、従前は外勤・内勤で分けていたものを就労時間だけにしたというのは、クレームが来ないですか。かなり説得力を持った理由でないと、とんでもないことになるのではという危惧があります。

【事務局】 意見が分かれるところではありましたが、就労の重たさという点で外勤、内勤の違いはないので、実際の就労時間だけで判定したいと考えました。ただし、別表4に、同じ指数の場合は帰宅時間で判定するという項目があります。

【高橋（哲） 委員】 それでは優先順位はあまり高くなりません。例えば、内職などは拘束時間が自己申告になります。

【井上委員】 自営の方は時間を自由に書けます。自営が有利になりますね。外勤の方は不公平感を持つのではないのでしょうか。かなり待機が出るとわかっている中での指数なので、もう一度検討すべきだと思います。

ここには介護の要支援は入れなくてよいのですか。

【事務局】 検討しましたが、表1の「上記以外の看護」に入ってくるように考えています。

【井上委員】 学年の指数加点ですが、審議会ではもっと細かくした方がいいのではという意見が出ていたと思いますが、ここでは1年生だけです。

【事務局】 その当時は、1年生に2点、2、3年生に1点という加点の考え方でした。現在は、4年生から6年生よりも1年生から3年生を優先して判定することとしているので、1年生に1点加算すれば済むということです。

【井上委員】 継続入所の優先はないのですか。

【事務局】 今のところは考えていません。

【井上委員】1年生の時は加点されて、2年生から加点がなくなれば、2年生で外れる可能性が出てきます。兄弟ケースを考えた場合、ある程度配慮した方がいいと審議会で意見が出ていました。どう考えるか論議が必要になると思います。

【事務局】一方で、入れるべき1年生が入れなくなるということもあります。

【井上委員】それは両論なので、その指数をどうするか議論をしないといけないですね。兄弟を分断すると家族からすれば困難が生じるので、これでいいかどうか、一度持ち帰って議論しないといけないと思います。時間的には大丈夫ですか。

【事務局】次の5月ということですか。大丈夫です。

また、就労時間での基準とした経緯ですが、勤務日数でいうと、今、夜勤の看護師、介護士が多いです。また、夜中の0時をまたいで働くバスの運転手、消防、警察の方など、勤務日数で比べるのが難しいと感じています。では何なら平等に比べられるのかというと、勤務時間数になります。次回の検討の参考にしていただけたらと思います。

【井上委員】学童が開所している時間に保育を必要としているかが正しい判断となると、シフト制で働いている方のことをどう見るか、難しくなってしまうのですが、一方的に有利になるような人が存在するような基準も困ります。

【事務局】非番で昼間家にいる日がある場合、その方は順位が下がるのかというと、今まで下げないでやってきています。

【井上委員】病院の保育所は、勤務時間しか預からない仕組みを作っていますね。居宅内外の違いは、やはりどこが有利になるか目に見えているので、もう一度我々も考えなければいけないです。

【高橋（哲）委員】基準は、大多数が属する部分を基本にしなければならない、これは大前提だと思います。イレギュラーなケースも救わなければならない部分があるならば、特例を設けて対応することにしないと。イレギュラーを前提とするのは違うと思います。

【事務局】深夜帯、変則勤務の方が、今、非常に多いです。イレギュラーで片づけられません。

【井上委員】ある程度、両方のメリット、デメリットをカバーしなければならないとなると、これは少し乱暴と感じます。やはりサラリーマンの方達が不利益になります。そういう意味では、ここは見直さないといけないと思います。

それから、違う話ですが、障害児の入所に関する審査会議の役割や判断基準となるものについて、この中にどう表していくのか、そこも工夫が必要だと思います。発達障害は手

帳で判断できませんし、恣意的に判断されては困ります。発達障害は手帳を取るとは限らないので難しいです。

【高橋（洋） 部会長】 限らないですね。

ここはまた次回議論ということで、次の保育料は説明だけお願いします。

議題3 市立学童保育所の保育料について

【事務局】（資料「市立学童保育所の保育料（案）」について説明）

国が示す負担割合に八王子市としての子育て世帯の負担軽減を考え、月額8,000円から9,000円辺りが選択肢の中に入ってくるのではと思います。

延長保育にかかる利用料金については、日額単価は据え置き、月又は小学校の休業期間を単位とした利用金額を引き上げることを考えています。

保育料の応能負担導入については、公の施設の使用料という考え方からは、そぐわないと考えます。

減免については、公平性と安易な利用の防止を考え、就学援助世帯の免除を減額に変更し、おやつ代相当くらいの負担を求めたいと考えています。

【高橋（洋） 部会長】 放課後子ども教室ではおやつが出ず、学童の子どもだけおやつが出るとなると、子どもにとっては理不尽に感じるのだと思います。

では、時間が過ぎていきますので、この辺は次回議論することとします。お疲れ様でした。